

- (3)お客さまは、13（供給施設等の保安責任）(3)および14（周知および調査）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4)当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。この場合、お客さまは、当社に申し出ていただき、当社はエコログおよび本卸供給事業者を通じて当該一般ガス導管事業者の承諾を得るものとします。
- (6)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

1 2. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)当社または当該一般ガス導管事業者（当社にあっては、エコログおよび本卸供給事業者を通じて当該一般ガス導管事業者からの依頼があった場合に限ります。）は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。なお、当社が行うガスの供給の制限、停止または中止は、エコログを通じて行うものとします。
- (ア)災害等その他の不可抗力が生じた場合
- (イ)ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
- (ウ)ガス工作物（ガスメーター等を含みます。）の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
- (エ)法令の規定による場合
- (オ)ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
- (カ)ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- (キ)保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
- (ク)10（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合
- (ケ)お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
- (コ)その他当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
- (カ)その他当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- (2)お客さまが(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとします。

1 3. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

1 4. 周知および調査

- (1)当社およびエコログは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2)当社およびエコログは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふるがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社およびエコログは、お客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。当社およびエコログは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

1 5. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、14（周知および調査）(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社およびエコログの承諾をえていただきます。
- (3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。
- (4)お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。詳細は、ガス需給約款 39（お客さまの責任）二をご参照ください。
- (5)お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとつき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- (ア)お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
- (イ)仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から发出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
- (ウ)改修等の命令が发出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

1 6. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、お客さまは、当社に申し出ていただき、当社はエコログおよび本卸供給事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に検査の請求をするものとし、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (3)お客さまは、(1)および(2)に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または代理人を立ち会わせることができます。

1 7. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を本卸供給事業者を通じて当社およびエコログに提供することについて、承諾するものといたします。

1 8. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款に定めるところによるものといたします。

1 9. 工事費負担金等相当額の申し受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給にかかわる工事等にかかわる工事費負担金その他の本託送供給契約にもとつき発生する金銭の支払いに関する請求をエコログおよび本卸供給事業者を通じて受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。この場合、お客さまは、当社が定める期日までに当社が指定する方法によりお支払いいただきます。

2 0. 信用調査の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない等の場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者等へ提供する場合があります。

2 1. その他

- (1)上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が定めるガス需給約款および料金表によります。
- (2)本契約を締結される場合、お申し込み前にご利用されていたガス小売事業者等（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結されたガス需給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取り引きまたはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。
- (3)本契約の変更等
- (ア)当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。
- (イ)ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、(ウ)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (ウ)ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとまならない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (4)契約締結後書面の交付について
- 本契約が成立した場合、ガス需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2 2. 各種お手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にとまない本契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申し込みが必要となるためお早めにお申し込みください。

<p><各種お手続きお問い合わせ先> ●取次事業者（当社）</p> <p>〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-4 ネクシーズスクエアビル</p> <p>株式会社 NEXYZ.ファシリティーズ</p> <p>電話番号 0800-919-1068</p> <p>〔受付時間〕平日：10：00～18：00</p> <p>E メール info_denryoku@nexyz.co.jp</p>	<p><ガス小売事業者の表示></p> <p>〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-4-10</p> <p>株式会社エコログ （小売事業者コード：A0086）</p> <p>電話番号：0570-056-383</p> <p>〔受付時間〕10：00～18：00（日・祝除く）</p> <p>E メール info@eco-log.co.jp</p>
---	---

<p>個人情報の取り扱いについて</p> <p>本申込用紙にご記入されたお客様の個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報）等〕は、当社およびガス小売事業者・一般ガス導管事業者による託送供給契約の締結・変更または解約、ガス小売供給契約の廃止取次、及び供給者切替えに伴う消費機器等の保安に関する情報の提供、供給地点に関する情報の確認、ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客様の申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、A S P サービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。</p>

クーリング・オフに関するお知らせ

（法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。）

- 1.お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、申込書を当社受付窓口に送付いただいた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客様が書面または電磁的記録（電子メール等）を発した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
- 2.この場合、
 - ①お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - ③お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④お客様にはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称：株式会社 NEXYZ.ファシリティーズ 受付窓口 住所：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-4 ネクシーズスクエアビル

Eメール info_denryoku@nexyz.co.jp